右決議ス

昭和六年五月二十九日

日本労働組合總聯合和田製壜爭議團大會

大島所長殿

大島所會議員殿

別紙（三）

（寫）半紙四分ノ一

東川小学校ノ全生徒諸君

東川小学校 二年廿四組 和田セツ子

仝 一年 二組 仝 きみ子

オ父サンハ大島所ニ、ガラス工場ヲ持ツテイルノデスガ、コノ人ハ鬼（大江山ノ酒呑童子）ト云ハレテ居ルノデス。ナゼカト云ヒマスト皆サンノ綴方ニ「ヨワイモノイヂメヲスルワルイ人」ト書イテアルデセウ。トコロガ、セツ子サンノオ父サンハ、ナンデモ悪イ人デ不良ヲカツテオイテ、ヨワイ職工ヲ（セツ子ちゃんノ知ッテ居ル人）ヲ、ダマシタリ、ナグッタリシテ、イヂメテ居ルノデス。ソコデ労働組合ハ、コンナワルイ人、コンナ不正ナコトヲ、コラシメヤウトシテ、タタカッテイルノデス。

コンナワルイオニノ子供ノ

和田せつ子ヤ

弱イモノイヂメハヨセト、ミンナデイッテヤッテ下サイ

25-49

労秘第二〇九四號

昭和六年五月二十九日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官殿

和田製壜所爭議ニ關スル件（五報）

要旨

(1) 事業主側ハ訴訟手段ニ三ヶ月[illegible]ノ切崩シニ努メツヽ

(2) 爭議團側ハ右裁判所ニ[illegible]ヲ反ケ約第十九カ階段硬化ス

(3) 二十七日[illegible]自ラ（平）五、六名ハ[illegible]其他ニ於テ[illegible]爲シ[illegible]

標記爭議ニ干スルハ屢報ノ通ナルカ其後ノ状况左記ノ通

記

一、工場主側ノ状況